

監査団体名	財団法人 長野県建設技術センター		NO. 15
団体所在地	長野市大字南長野字幅下667-6 長野県土木センタービル内		
監査年月日	平成20年11月6日	所管部局	建設部
監査対象事項	出資金(県出捐率55.6%)	5,000,000円	
監査結果	<p>指導事項</p> <p>1 会計規則の改定 財団法人であるため剰余金処分計算書又は欠損金処分計算書の作成は必要ありません。会計規則を改定してください。(第24条 決算諸表)</p> <p>2 指定正味財産の区分 基本財産900万円全額が一般正味財産となっていますが、県からの出資金500万円は指定正味財産に区分してください。</p> <p>3 減損損失の注記 本社ビル敷地の減損損失8,818万余円を正味財産増減計算書の経常外費用に計上しましたが注記されていません。翌年度以降は減損損失の内訳、時価の算定方法等を注記してください。</p>		
意見	<p>1 公益法人制度改革への対応</p> <p>(1) 公益法人制度改革に対応して将来の方針や体制を公益性の見地から見直すとともに、公共的使命を果たすため、市町村や民間団体へ知識・技術の還元を努めてください。</p> <p>(2) 公共工事の減少傾向が続いており、業務の比重を県工事関係から試験検査業務や市町村支援業務に移す必要があります。将来的にも自立的な運営ができるよう、事業量の動向に相応したスリムな体制作りを引き続き努めてください。</p> <p>2 一般正味財産の有効活用 財務諸表では一般正味財産が、12億余円に達しています。この有効活用を図ってください。</p> <p>3 技術者の養成 土木技術の専門家が少なくなっていますので、高い技術レベルの技術者が養成できるような事業展開を検討してください。</p>		
監査団体名	長野県住宅供給公社		NO. 16
団体所在地	長野市大字南長野南県町1003-1 県都ビル内		
監査年月日	平成20年11月19日	所管部局	建設部
監査対象事項	<p>1 出資金(県出資率 100%) 60,560,000円</p> <p>2 補助金(中堅層向けゆとり賃貸住宅利子給付金) 30,979,993円</p> <p>3 貸付金 2,088,200,000円</p> <p>(1) 勤労者分譲住宅建設資金融資事業貸付金 5,200,000円</p> <p>(2) 都市再開発事業資金貸付事業貸付金 2,083,000,000円</p> <p>4 指定管理 994,470,395円</p> <p>(1) 松本地方事務所管内の県営住宅(31団地、3,706戸) 349,085,361円</p> <p>(2) 長野地方事務所管内の県営住宅(35団地、5,315戸) 645,385,034円</p>		
監査結果	指摘事項等はありませんでした。		
意見	<p>1 改革基本方針の実施状況と保有区画の早期売却 「長野県出資等外郭団体「改革基本方針」(改訂版)」(平成20年1月18日)において、「事業の縮小(公営住宅の管理等受託機関として県・市町村の支援業務への特化)」とされました。改訂で示されたスケジュールに従い、平成19年度から「分譲事業は、既存団地の処分に限定」されています。引き続き分譲事業の保有区画については適時適切な土地評価を実施し、早期売却に努めてください。</p> <p>2 借入金返済による利子負担の縮減 公社の借入金は平成20年3月末現在105億余円であり、平成18年3月末現在の158億余円との比較では53億余円減少しているものの依然として多額ですので、引き続き換価可能資産の把握に努め、余剰資産を原資とする借入金返済を実施し、利子負担の縮減を図ってください。</p> <p>3 損失補償及び連帯債務と引当金の計上 損失補償債務94億余円と連帯債務166億余円の合計261億余円(平成20年1月31日現在)に対応する貸倒引当金及び債務保証損失引当金は合計27億余円計上されています。これは、建設事業主の金融機関借入金に対する損失補償及び連帯債務のうち、居住施設が付帯したホテルやビル、賃貸マンション等の事業主の経営破綻等に対応する損失見込額であり、依然として多額です。債権管理室を設置して金融機関との接触を密にする等の損失回避努力は認めますが、引き続き再生の可否を含めた債権回収努力を強く求める等、公社に生じる損失を最小限とするよう努めてください。また、経営破綻等の案件以外についても個々の経営状況の常時把握に努め、引当金の計上は、毎年度、厳格な資産査定を実施した上で適正に行ってください。</p> <p>4 分かりやすい財務諸表の作成</p> <p>(1) 損失補償及び連帯債務に係る債権と債務を明確にしてください。</p> <p>(2) 財務諸表上、貸倒引当金及び債務保証損失引当金は一般管理費として集約され、その内訳の記載もなく分かりにくいので、引当金の計上や損失処分の経過を明記してください。</p> <p>(3) 有価証券の内訳並びに長期事業未収金のうち県及び市町村に係る取引について財産目録に明記してください。</p> <p>5 計画修繕積立金及び未成原価仮勘定の見直し 修繕引当金である計画修繕積立金は計画どおりに執行されていません。また、販売を目的とした不動産のうち建築中で未完成の製造費用を繰り越す未成原価仮勘定は平成13年度から動きがありません。それぞれ必要性は理解できますが、今後の見込みやその金額の妥当性について毎年度検証してください。</p>		

監査団体名	財団法人 長野県暴力追放県民センター		N O . 17
団体所在地	長野市大字南長野字幅下692-2 長野県庁東庁舎内		
監査年月日	平成20年11月11日	所管部局	県警本部
監査対象事項	1 出捐金(県出捐率 89.3%) 2 補助金(長野県暴力追放センター補助金)		309,030,000円 6,275,645円
監査結果	指摘事項等はありませんでした。		
意見	公益法人改革への対応 全国の類似の公益法人と歩調を合わせて対応されるとのことですが、その際、自主運営推進特別会計と訴訟支援特別会計は一般会計への繰入れを除き事業費が発生していませんので必要性について検討してください。		

(2) 書面監査

監査団体名	学校法人 朝陽学園		N O . 18
団体所在地	長野市大字南堀125-1		
監査年月日	平成20年12月11日	所管部局	総務部
監査対象事項	補助金(私立幼稚園教育振興費補助金)		38,110,000円
監査結果	指摘事項等はありませんでした。		

監査団体名	学校法人 北野学園		N O . 19
団体所在地	上田市大字下之郷字三郎山乙620-1		
監査年月日	平成20年12月11日	所管部局	総務部
監査対象事項	補助金(私立幼稚園教育振興費補助金)		26,795,000円
監査結果	指摘事項等はありませんでした。		

監査団体名	学校法人 南平台学園		N O . 20
団体所在地	伊那市狐島3950		
監査年月日	平成20年12月11日	所管部局	総務部
監査対象事項	補助金(私立幼稚園教育振興費補助金)		16,586,000円
監査結果	指摘事項等はありませんでした。		

監査団体名	学校法人 松本学園		N O . 21
団体所在地	松本市笹賀3118		
監査年月日	平成20年12月11日	所管部局	総務部
監査対象事項	補助金 1 私立幼稚園教育振興費補助金 2 健康診断予防接種事業補助金		19,405,200円 19,328,000円 77,200円
監査結果	指摘事項等はありませんでした。		

監査団体名	学校法人 ふじ学園	N O . 22	
団体所在地	上田市大字大屋積立40-1		
監査年月日	平成20年12月11日	所管部局	総務部
監査対象事項	補助金(私立幼稚園教育振興費補助金)	16,479,000円	
監査結果	指摘事項等はありませんでした。		

監査団体名	学校法人 山水学園	N O . 23	
団体所在地	上田市大字小泉八幡平1335-イ		
監査年月日	平成20年12月11日	所管部局	総務部
監査対象事項	補助金(私立幼稚園教育振興費補助金)	21,349,000円	
監査結果	指摘事項等はありませんでした。		

監査団体名	学校法人 長瀬学園	N O . 24	
団体所在地	佐久市大字長土呂1383		
監査年月日	平成20年12月11日	所管部局	総務部
監査対象事項	補助金(私立幼稚園教育振興費補助金)	16,886,000円	
監査結果	指摘事項等はありませんでした。		

監査団体名	学校法人 勅使河原学園	N O . 25	
団体所在地	飯田市上郷黒田5500		
監査年月日	平成20年12月11日	所管部局	総務部
監査対象事項	補助金(私立幼稚園教育振興費補助金)	12,750,000円	
監査結果	指摘事項等はありませんでした。		

監査団体名	学校法人 北原学園	N O . 26	
団体所在地	大町市大字平5424-1		
監査年月日	平成20年12月11日	所管部局	総務部
監査対象事項	補助金(私立幼稚園教育振興費補助金)	13,266,000円	
監査結果	指摘事項等はありませんでした。		

監査団体名	学校法人 原学園	N O . 27	
団体所在地	大町市大町4170-2		
監査年月日	平成20年12月11日	所管部局	総務部
監査対象事項	補助金(私立幼稚園教育振興費補助金)	12,737,000円	
監査結果	指摘事項等はありませんでした。		

監査団体名	財団法人 長野県生活衛生営業指導センター		NO. 28
団体所在地	長野市大字南長野字宮東426-1 長野県建築士会館内		
監査年月日	平成20年12月11日	所管部局	衛生部
監査対象事項	1 出捐金(県出捐率 49.0%) 2 補助金 (1) 生活衛生関係営業経営指導事業費補助金 (2) 生活衛生営業振興事業補助金		5,000,000円 18,107,319円 17,844,319円 263,000円
監査結果	指摘事項等はありませんでした。		

監査団体名	社団法人 上田市医師会		NO. 29
団体所在地	上田市中央2-22-10		
監査年月日	平成20年12月11日	所管部局	衛生部
監査対象事項	補助金(看護師等養成所運営費補助金)		20,363,000円
監査結果	指摘事項等はありませんでした。		

監査団体名	社団法人 小諸北佐久医師会		NO. 30
団体所在地	小諸市相生町3-3-1		
監査年月日	平成20年12月11日	所管部局	衛生部
監査対象事項	補助金(看護師等養成所運営費補助金)		17,992,000円
監査結果	指摘事項等はありませんでした。		

監査団体名	社団法人 松本市医師会		NO. 31
団体所在地	松本市城西2-2-7		
監査年月日	平成20年12月11日	所管部局	衛生部
監査対象事項	補助金 1 看護師等養成所運営費補助金 2 健康診断予防接種事業補助金		16,195,928円 16,184,000円 11,928円
監査結果	指摘事項等はありませんでした。		

監査団体名	長野県漁業信用基金協会		NO. 32
団体所在地	長野市岡田町148-5		
監査年月日	平成20年12月11日	所管部局	農政部
監査対象事項	出捐金(県出捐率 33.5%)		22,900,000円
監査結果	指摘事項等はありませんでした。		
意見	清算結了に係る事務処理 平成26年予定の清算結了に向けて事務処理を適正に行うとともに、求償権の回収に引き続き努めてください。		

監査団体名	長野県農業会議		N O . 33
団体所在地	長野市大字南長野字幅下692-2 長野県庁東庁舎内		
監査年月日	平成20年12月11日	所管部局	農政部
監査対象事項	補助金	84,303,000円	
	1 農業会議費補助金	79,603,000円	
	2 地域営農基盤強化総合対策事業補助金	4,000,000円	
	3 水土保全強化対策事業補助金	700,000円	
監査結果	指摘事項等はありませんでした。		

監査団体名	社団法人 長野県農業担い手育成基金		N O . 34
団体所在地	長野市大字南長野字幅下692-2 長野県庁東庁舎内		
監査年月日	平成20年12月11日	所管部局	農政部
監査対象事項	1 貸付金(就農支援資金貸付金)	102,463,000円	
	2 補助金(新規就農総合対策事業補助金)	4,854,000円	
監査結果	<p>指導事項</p> <p>新公益法人会計基準の実施</p> <p>「公益法人会計基準の改正等について」(平成16年10月14日公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議申合せ)により、会計基準の全面的な改正が行われ、「本会計基準は、平成18年4月1日以後開始する事業年度からできるだけ速やかに実施するものとする。」とされました。不特定多数の者の利益のために活動する公益法人は、より効率的な事業運営や、広く国民に活動状況を分かりやすく報告するよう求められていますので、平成20年度決算からできるよう努めてください。</p>		
意見	<p>就農支援資金貸付金の活用促進等</p> <p>平成19年度における就農支援資金の新規貸付実績は3件600万円、貸付残高は5,477万余円と低調な状況にあります。新規就農相談会や新規就農手引きチラシ等を活用しPRに努められています。引き続き有効利用の促進を図ってください。</p> <p>また、平成19年度末の未収金は813万余円であり年々増加していますので、継続的に督促等を行い引き続き未収金縮減に努めてください。</p>		

監査団体名	長野県農業信用基金協会		N O . 35
団体所在地	長野市南長野北石堂町1177-3 長野県農協ビル内		
監査年月日	平成20年12月11日	所管部局	農政部
監査対象事項	1 補助金	134,913円	
	(1) 同和地域農業経営資金債務保証料補助金	73,283円	
	(2) 同和地域農地等取得資金債務保証料補助金	61,630円	
	2 貸付金(農業経営改善促進資金貸付金)	30,000,000円	
監査結果	指摘事項等はありませんでした。		

監査団体名	財団法人 長野県林業用苗木安定基金協会		N O . 36
団体所在地	長野市中御所字岡田30-1 長野県林業センタービル内		
監査年月日	平成20年12月11日	所管部局	林務部
監査対象事項	出捐金(県出捐率 75.0%)	30,000,000円	
監査結果	指摘事項等はありませんでした。		

監査団体名	長野県森林組合連合会		N O . 37
団体所在地	長野市中御所岡田30-16 長野県林業センタービル内		
監査年月日	平成20年12月11日	所管部局	林務部
監査対象事項	1 補助金 (1) 県産材供給体制整備事業補助金 (2) 施業集約化・安定供給体制整備支援事業補助金 2 貸付金 (1) 森林整備等促進資金貸付金 (2) 特用林産振興資金貸付金		29,949,000円 29,850,000円 99,000円 47,400,000円 40,000,000円 7,400,000円
監査結果	指摘事項等はありませんでした。		

監査団体名	松本市庄内土地区画整理組合		N O . 38
団体所在地	松本市深志2-1-1		
監査年月日	平成20年12月11日	所管部局	建設部
監査対象事項	補助金(組合等区画整理事業補助金)		373,274,000円
監査結果	指摘事項等はありませんでした。		

監査団体名	長野オリンピックムーブメント推進協会		N O . 39
団体所在地	長野市箱清水1-3-8 長野市役所城山分室内		
監査年月日	平成20年12月11日	所管部局	教育委員会
監査対象事項	補助金(長野オリンピックムーブメント推進協会補助金)		405,809,426円
監査結果	指摘事項等はありませんでした。		

5 所管部局に対する指導事項、検討事項及び意見

- (1) 指導事項はありません。
(2) 検討事項

部局等	検 討 事 項	所管課所
商工労働部	草の根創業支援事業の存続の可否を含めた検討 草の根創業支援事業に係る財団法人長野県中小企業振興センターへの県出捐金5,700万円に対し、平成19年度末の出資実績は2,600万円にとどまっており、平成18年3月を最後に新たな出資は行っていません。また、県の「当面新規出資は行わない」方針(平成20年3月)により、平成21年度から新規出資を行わないこととしています。資金の有効活用を図るため、事業の存続の可否を含め抜本的な見直しを検討してください。	経営支援課

(3) 監査委員の意見

ア 各部局に共通する意見

(7) 所管する出資団体における公益法人制度改革への指導

新しい非営利法人制度を定めた「公益法人改革関連法」が平成20年12月1日施行され、現行の公益法人は、移行期間5年間のうちに一般社団法人・一般財団法人への移行の認可申請又は公益社団法人・公益財団法人への移行の認定申請が必要となります。所管する公益法人について、事業内容、財務内容や組織を点検され、円滑に新制度に移行できるよう適切な指導を行ってください。

(4) 所管する出資団体における公益法人会計基準遵守の指導

指定正味財産の区分や財務諸表の注記等において、公益法人会計基準(平成16年10月14日公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議申合せ)を遵守していない団体が見受けられます。

所管する公益法人について、公益法人会計基準を遵守するよう指導してください。

また、県との取引については、「関連当事者との取引の内容」として注記することが望ましいとされています(平成18年3月24日総務省大臣官房管理室長通知及び平成20年4月11日内閣府公益認定等委員会運用指針)。明瞭開示の趣旨を踏まえ、原則として

県との取引内容についての注記を明確に記載するよう指導してください。

イ 部局ごとの意見

(7) 企画部

a 松本空港ターミナルビル株式会社への支援のあり方

松本空港ターミナルビル株式会社の経営を取り巻く環境は年々厳しさを増していますが、平成20年3月期決算の経常利益は1,937万余円で法人税等を856万余円納税しています。また、利益剰余金は1億6,829万余円に達しています。県の支援のあり方を検討してください。

b 同和地区福祉資金貸付金の適切な債権管理に向けた関与

社会福祉法人長野県社会福祉協議会において債権の回収努力を重ねていますが、適切な債権管理に必要な償還金免除規定が整備されていません。県の要綱に基づき当協議会が貸付業務の実施主体となっていますので、償還金免除規定の整備に当たり積極的に関与してください。

(4) 商工労働部及び企画部

長野県土地開発公社の産業団地

「長野県出資等外郭団体「改革基本方針」(改訂版)」(平成20年1月18日)により、平成24年度に未処分長期保有土地を県が取得(引き取り)しなくてもよくなるとともに、一般会計からの支出の先送りが可能となりました。また、「産業団地の分譲に関する協定書」(平成19年3月31日)により、52億6,139万余円の減損見込額については県が負担することとなりました。

今後、さらに金利や管理経費が未処分の長期保有土地に加算されることや、地価の下落により減損見込額の増加が懸念されます。

県財政が厳しい折ですが、これらの課題を解消するため、引き続き早期分譲を促進するとともに、計画的な土地取得や公社への負担軽減措置など財源問題を含め対策を早急に検討してください。

(7) 農政部

社団法人長野県農業担い手育成基金に対する就農支援資金貸付金

社団法人長野県農業担い手育成基金への平成19年度末貸付残高1億246万余円に対し、社団における新規就農者への貸付残高は5,477万余円であり、預金残高は4,803万余円となっています。また、平成19年度における新規貸付実績は3件600万円、平成7年度以降の実績平均でも1,074万余円にとどまっています。県からの貸付条件は約定により償還期間21年(据置期間10年)となっていますが、貸付原資の現状は余裕がありますので、貸付実績等を踏まえ一部償還を検討してください。

(1) 建設部

財団法人長野県建設技術センターへの契約方法の見直し

財団法人長野県建設技術センターへの委託業務は、いずれも1者随意契約により実施されていますが、災害関連等緊急性のある場合を除き、より競争性が確保されるよう契約方法の見直しを検討してください。

(4) 県警本部

関連団体へ再就職した退職職員の報酬見直し

知事部局においては、平成15年4月から「県職員OBの再就職先における報酬について」により職員の再就職に関する基準を定めているところです。県警本部においても、知事部局との均衡を考慮し報酬等を定めるよう関連団体に協力を求めることが必要と考えますので検討してください。

監査委員事務局

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成21年2月26日

長野県松本空港管理事務所長 小林 資典

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

松本空港灯火施設保守管理業務

(2) 役務の特質

入札説明書及び仕様書のとおりです。

(3) 履行期間

平成21年4月1日から平成22年3月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

(4) 履行場所

松本市大字空港東8909
長野県松本空港及び周辺

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 本業務と同様の業務の実績又は類似業務の実績があること。

(5) 県内に本社、支社、支店、営業所等がある者であること。

(6) 緊急時、早急に現場へ到着できる者であること。

(7) 通年の監視業務が可能なる者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

松本市大字空港東8909
長野県松本空港管理事務所
電話 0263 (58) 2517

4 入札手続等

(1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成21年3月13日（金）午後3時
イ 場所 長野県松本空港管理事務所 会議室

(3) 郵便入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成21年3月7日（土）午後5時までに上記3の場所に提出して下さい。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

(1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県松本空港管理事務所長は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

交通政策課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成21年2月26日

長野県松本空港管理事務所長 小林 資典

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

松本空港消防警備業務

(2) 役務の特質

松本空港内の消防及び警備業務

(3) 履行期間

平成21年4月1日から平成22年3月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

(4) 履行場所

松本市大字空港東8909
長野県松本空港

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。）をもって落札価格としますの

で、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 警備業法(昭和47年法律第117号)第4条の規定による長野県公安委員会の認定を受けている者又は同法第9条の規定による届出書の提出を同公安委員会に行った者であること。
- (5) 警備業法第40条の規定による機械警備業務に係る届出書の提出を行った者であること。
- (6) 過去に官公庁、企業等における延床面積3,000㎡以上の施設の常駐警備において、同種の業務を誠実に履行した実績を有する者であること。
- (7) 空港における消防警備上の事故に対して、十分な補償能力を有する者であること。
- (8) 空港における消防警備業務について、仕様書に記載する知識及び技術的要件を満たし、かつ十分に遂行できる人員及び能力を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

松本市大字空港東8909
長野県松本空港管理事務所
電話 0263 (58) 2517

4 入札手続等

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成21年3月13日(金) 午後2時
イ 場所 長野県松本空港管理事務所 会議室
- (3) 郵便入札の可否
郵便による入札は、受け付けません。
- (4) 入札者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成21年3月6日(金)午後5時までに上記3の場所に提出して下さい。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。
- (5) 入札保証金
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

- (1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県松本空港管理事務所長は、この契約を変更又は解除することができるものとします。
- (2) 詳細は、入札説明書によります。

交通政策課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成21年2月26日

長野県環境保全研究所長 原 隆文

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務
長野県環境保全研究所空調設備等保守点検業務
 - (2) 役務の特質
長野県環境保全研究所安茂里庁舎及び飯綱庁舎の空調設備等(中央制御装置、ポンプ設備並びに冷暖房、融雪及び給湯に係る設備)の保守点検
 - (3) 履行期間
平成21年4月1日から平成22年3月31日まで(地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に規定する長期継続契約)
 - (4) 履行場所
ア 長野市安茂里米村1978
長野県環境保全研究所 安茂里庁舎
イ 長野市北郷2054-120
長野県環境保全研究所 飯綱庁舎
 - (5) 入札方法
価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- ## 2 入札に参加する者に必要な資格
- 次のいずれにも該当する者であることとします。
- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則

第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA又はBに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 過去2年間に長野県環境保全研究所安茂里庁舎又は飯綱庁舎と同規模以上の施設において同種の業務を誠実に履行した実績を有する者であること。

(5) 事故発生時等の緊急時に迅速な修理対応が可能である者であること。

(6) 長野県内に本店、支店又は営業所を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市安茂里米村1978(郵便番号 380-0944)

長野県環境保全研究所 安茂里庁舎企画総務部

電話 026(227)0354

4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成21年3月17日(火) 午後1時30分

イ 場所 長野県環境保全研究所 安茂里庁舎研修室

(3) 郵便入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成21年3月10日(火)午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

(1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度において、当該

契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県環境保全研究所長は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

環境政策課